

## 東京都観光事業審議会

東京都観光事業審議会条例(昭和28年東京都条例第2号)第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成28年3月28日

東京都知事 舩添 要一

## 記

## 1 諮問事項

「東京都観光産業振興アクションプログラム(仮称)」の策定に当たり意見を求める。

## 2 諮問の趣旨

都はこれまで、東京を世界有数の観光都市とすべく、外国人旅行者を誘致するためのプロモーション活動や、国際会議等のMICEの誘致、地域の観光資源の開発、外国人旅行者の受入環境の整備などに着実に取り組んできた。

こうした中、昨年、日本を訪れた外国人旅行者は過去最高の水準に達し、その消費が東京の経済に広く影響を及ぼしており、観光産業の経営の力を大きく伸ばしていくことが不可欠な段階となっている。また、旅行者の誘致を巡る国際的な競争は激しさを増しており、これまで以上に効果の高い誘客の方法やサービスの提供を実現するとともに、新しい視点から魅力の高い多様な観光資源をつくり上げる取組が不可欠となっている。さらには、IT技術の進展により、外国人観光客の旅行中の情報収集の方法にも変化が進むなど、宿泊の質を含めた受入環境を整えていくことも重要なテーマとなっている。

こうした観光を取り巻く状況の変化に迅速で的確な対応を図るため、都は、中長期的な観点に立ち、総合的かつ体系的に施策を展開するための「東京都観光産業振興アクションプログラム(仮称)」(以下「アクションプログラム」という。)を平成28年度中に策定することとした。

アクションプログラムの検討に当たっては、観光産業の発展を担う地域社会や観光関連団体等の意見や要望を十分に反映して、行政と民間の力を結集して都としての施策の展開を戦略性のある効果の高いものとしなければならない。

こうした認識の下、アクションプログラムの策定に当たり貴審議会の意見を求めるものである。